プロジェクト　概念フレームワーク
項目　概念フレームワーク － 第8章「資本及び資本維持の概念」

I. 本資料の目的

1. IASBは、2015年5月に公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念ED」という。）を公表した。本資料は、第8章「資本及び資本維持の概念」の概要を説明するとともに、コメントの方向性について議論を行うことを目的としている。

II. 概念EDの概要

（提案の内容）

2. 第8章「資本及び資本維持の概念」について、字句修正（editorial changes）[1]を除き、現行の概念フレームワークをそのまま引き継いでおり、概念EDでは変更の提案はされていない（BC8.1項[2]）。

（背景）

3. 現行の概念フレームワークでは、「利益（又は損失）は、収益から費用（該当がある場合、資本維持修正額を含む）を控除した残余額として決定されるため、資本維持の概念は利益が測定される評価の基準を提供する」と説明されている(8.4項)。また、現行の概念フレームワークでは、主に企業の資産及び負債の価格変動の影響に関する取扱いの違いによって、次の2つの資本維持の概念が示されている(8.5項、8.6項、8.7項及び8.8項)。

(1) 貨幣資本の維持（financial capital maintenance）

（企業が維持すべき資本を「名目貨幣単位」で定義する場合）

- 利益は期間における名目貨幣額の増価額を表す。
- 企業の資産及び負債に影響を及ぼす価格変動（保有損益）は、利益として認識される。

[1] 概念EDの8.9項において、「目的適合性」と「信頼性」との間の均衡に関する記述が削除されている。これは、2010年に「第1章 一般目的財務報告の目的」及び「第3章 有用な財務情報の質的特性」が改訂され、有用な財務情報の質的特性の間の均衡に関する記述が削除されたものの、第1章と第3章以外の見直しは、一旦中断されていたため、今回の見直しにおいて、字句修正として反映されたものと考えられる。
[2] 項番号は、特段の言及がない限り、概念EDにおけるものを付している。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

・　特定の測定基礎を用いる必要はない。

（企業が維持すべき資本を「恒常購買力」で定義する場合）

・　利益は、投下した購買力に関する会計期間中の増価額を表す。

・　一般的な物価変動の増価を超える資産価格の増価額のみが、利益として認識され、それ以外は資本修正とされる。

・　特定の測定基礎を用いる必要はない。

(2) 実体資本の維持（physical capital maintenance）

・　企業が維持すべき資本を物的生産能力とする考え方であり、この場合、利益は、当期中における当該資本の増加額を表す。

・　企業の資産及び負債に影響を及ぼす価格変動は、企業の物的生産能力の測定額の変化として捉えられ、（利益でなく）資本維持修正とされる。

・　測定基礎について、現在原価（current cost)を用いる必要がある。

4. 現行の概念フレームワークでは、企業がいずれの資本維持の概念を採用すべきかについて特に明示していない。

5. この点について、2013 年 7 月に公表されたディスカッション・ペーパー「『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し」（以下「概念 DP」という。）では、主に次の内容が記載されていた。

(1) 現状、ほとんどの企業が貨幣維持の概念を採用している。

(2) 資本維持の概念は、高インフレの経済で活動を行う企業にとって最も関連性が高いと考えられる。この点、IASB は、IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」の改訂に関するリサーチ・プロジェクトを計画していることから、資本維持の概念に関する論点は同プロジェクトの一環として検討されることが最も適切と考えられる。その際、IASB は、資本維持修正を引き続き資本として表示する方法が適切か、あるいは、OCI（リサイクリングを行わない）として表示することが適切かについて検討する可能性がある。

(3) IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 38 号「無形資産」では、再評価モデルを採用する場合、再評価差額を OCI に認識し、リサイクリングを行わないとされているが、当該取扱いは資本修正として捉えた方が適切である可能性がある。このため、IASB は当該取扱いについて、将来において見直しを行う可能

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

性がある。

6. 概念 ED では、資本維持の概念について、次の記載がされている（BCIN.24 項)。

(1) IASB は、将来的に高インフレの会計処理を検討するプロジェクトに取り組むことになり、当該プロジェクトにおいて概念フレームワークの資本及び資本維持の議論を変更する必要があると判断された場合、概念フレームワークの改訂を検討することを予定している。

(2) ただし、現時点でそのような取り組みは予定されていない。

III. 事務局による分析等

（概念DPに対する当委員会からのコメント）

7. 当委員会からは、概念 DP における「資本維持」に関する質問について、次のコメントを行っている。

(1) 高インフレの会計処理に関する新基準又は改訂基準により変更の必要性が示されるまでは、資本維持概念の現行の記述及び議論をほとんど変えずに改訂概念フレームワークに含めるという IASB の提案に同意する。

(2) なお、IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 38 号「無形資産」において許容されている再評価モデルは、資本維持の概念を基礎とするものと考えており、直接、資本の増減として処理するように、関連する会計処理について見直しを行うことが適当と考える。

（概念EDにおける質問項目）

8. 資本及び資本維持の概念について、概念 ED において明示的な質問はなされていない。

（概念EDに関する当委員会事務局による分析）

9. 資本維持の概念について、ほとんどの企業が、貨幣資本維持の概念を採用しているほか、現時点では、資本維持の概念を見直すことが緊急に必要という見解は示されていない。また、概念 DP に対するコメントのうち、IAS 第 16 号及び IAS 第 38 号に関するコメントは、会計基準レベルの対応と考えられる。

IV. コメントの方向性案

10. 第 8 章における記述について、特段コメントしない方向性でどうか。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ディスカッション・ポイント
資本及び資本維持の概念について、コメントすべきと考えるか。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

別紙 1

概念DPに対する当委員会からのコメント（関連する部分を抜粋）

質問 26
資本維持 資本維持について 9.45 項から 9.54 項で論じている。IASB は、高インフレの会計処理に関する新基準又は改訂基準により変更の必要性が示されるまでは、資本維持概念の現行の記述及び議論をほとんど変えずに改訂「概念フレームワーク」に含める予定である。 これに同意するか。同意又は反対の理由は何か。理由を説明のこと。

189. 我々は、高インフレの会計処理に関する新基準又は改訂基準により変更の必要性が示されるまでは、資本維持概念の現行の記述及び議論をほとんど変えずに改訂概念フレームワークに含めるという IASB の提案に同意する。

190. なお、本 DP の 9.54 項において IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 38 号「無形資産」で許容されている再評価モデルについて議論されている。我々は、再評価モデルは、資本維持の概念を基礎にするものと考えており、直接、資本の増減として処理するように、関連する会計処理について見直しを行うことが適切と考えている。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。